

平成19年3月16日
消 防 庁

セルフスタンドにおける給油時の安全対策

消防庁では「セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会」を開催し、セルフスタンドにおける給油時の安全確保対策について、実態調査や検証を実施して検討を進めてまいりました。

今般、静電気火災（※）対策については、給油ノズルの握り部分やレバーを導電性があるものにすること、燃料吹きこぼれ対策については、適切な給油方法の周知等を行うことを内容とする報告書がとりまとめられましたのでお知らせします。

また、この結果を踏まえ、消防庁では、セルフスタンドの関係者が実施すべき事項をとりまとめ、本日「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」として別添1のとおり各都道府県消防防災主管部長等へ通知いたしましたので、あわせてお知らせします。

※ 「静電気火災」とは、人体等に帯電した静電気の火花により発生する火災をいいます。

<別添資料>

- [1. 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について（別添1）](#)
- [2. セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会報告書概要（別添2）](#)
- [3. セルフスタンドにおける事故件数の推移（別添3）](#)

連絡先

危険物保安室 秋葉理事官
佐藤係長

TEL 03-5253-5111(代表)

内線 7702・7715

TEL 03-5253-7524(直通)

FAX 03-5253-7534